

(様式3)

外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣結果報告書

都道府県名	広島県	市町村名	呉市	大学名	
派遣日時	令和7年7月15日(火曜日) 13:30~16:30				
実施方法	派遣 / 遠隔 ※いずれかに○をつけてください。				
派遣場所	呉市教育委員会 広島県呉市中央4丁目1-6				
アドバイザー氏名	豊田市教育委員会 学校教育課 「ことばの教室」室長 大菅 佐妃子 様				
相談者(受講者)	呉市教育委員会学校教育課指導主事, 地域協働課職員, 国際交流協会職員				
相談内容等	<p>① 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営について</p> <p>② 入国後, 学校に通う前のプレスクール(初期指導教室)の設置について</p> <p>③ 学校における指導体制の構築に向けた取組の具体例について</p> <p>④ 「特別な教育課程」による日本語指導の実施に係る他市町の取組事例紹介</p>				
派遣者からの指導助言内容	<p>このたびは, 豊田市教育委員会 大菅アドバイザーから外国人児童生徒等教育に関して, 様々な市町の実践をもとに, 呉市の実態を踏まえた外国人児童生徒の教育推進におけるアドバイスをいただいた。</p> <p>① 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営について</p> <ul style="list-style-type: none">・運営協議会・連絡協議会の設置については, その地域の外国人児童生徒数や, どのような支援を目的とするかによって決定する。・市町部局の担当課や関係機関等のどこと, 何を連携すべきかを明確にするとともに, 関係者が集まって議論をすることが重要である。 <p>② 入国後, 学校に通う前のプレスクール(初期指導教室)の設置について</p> <ul style="list-style-type: none">・設置場所については, 市内の学校の1教室を利用, 廃校となった校舎を利用, 学校以外の施設など, 地域の実態に応じて決定する。・通級期間は1か月~3か月と, 地域によって様々だが, 長すぎると日本語を覚える機会が少なくなることもある。地域の子どもたちの実態を踏まえ検討する必要がある。・指導者については, 会計年度任用職員や日本語指導ボランティアが考えられる。 <p>③ 学校における指導体制の構築に向けた取組の具体例について</p> <ul style="list-style-type: none">・指導体制として, 初期指導教室の設置, 拠点校の設置, 母語支援員の配置, 通訳ボランティアの配置など, 地域の実態に応じて指導体制を構築していく。・市の国際交流協会やボランティア団体等, 関係機関と連携し, ボランティアの人材確保を行っていく。				

	<p>・ボランティア人材の確保について募集方法や謝金設定, 研修の必要性等について検討する必要がある。</p> <p>④ 「特別な教育課程」による日本語指導の実施に係る他市町の取組事例紹介</p> <p>・1人1人の児童生徒に必要な日本語指導を進めていくためには, 日本語の力及び, 包括的なことばの力を把握することが必要である。今年度文部科学省から「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための『ことばの発達と習得のものさし』」が出された。DLAは日本語指導を担当する教員が「日本語指導」の一環として実施することが望ましいが, アセスメントの結果だけではなく, 普段の授業での様子から把握できることもあるため, 子どもにかかわるすべての教職員で協議をすることが重要である。</p>
相談後の方針の変化, 今後の取組方針等	<p>○ 本市の外国人児童生徒にどのような支援が必要か, 外国人児童生徒が多く在籍する学校を訪問し, 学校の状況を把握することから始めたいと考えている。</p> <p>○ 来日すぐの児童生徒が安心して学校に通えるよう, 母語支援の必要性がある。国際交流協会やボランティア団体と連携し, 母語支援ができる人材や日本語支援ができる人材を集めていきたい。</p> <p>○ どのような支援が必要なのか, また, その支援を行うために, どのような機関と連携することが必要か等を考えていくためにも, 教育委員会をはじめ, 学校の管理職, 教諭等, 国際交流協会, ボランティア団体など, 関係機関が連携して取り組んでいく。</p>